

住民自治活動推進交付金の概要

◎統合交付金化の基本的考え方（目的）

自らの地域のことは自らの責任において判断し、実行していくため、これまで様々な名目で交付されている補助金等を統合し、用途を限定せず一括交付金化することで、それぞれの地域における自主的な活動の推進を図る。

◎統合化対象補助金等

- ・行政推進事務交付金
- ・地区敬老会交付金
- ・文書配付等謝礼金
- ・ふれあいサロン事業補助
- ・住民会長連合会補助
- ・小地域ネットワーク補助
- ・クリーン推進員謝金

◎新統合交付金算定基準

- (1) 均等割 ----- 1 住民会：160,000円
住民会の大小に関わらず各住民会に均等に交付する額
- (2) 世帯割 ----- 1 世帯：400円（郡部は400円を加算する）
各住民会の世帯数（自治会加入の有無に関わらず、9月末日現在の全世帯数を対象）に応じ交付する額
- (3) 福祉活動対策 ----- 少子高齢化における自主活動対応に交付する額
 - ① 高齢者対策（65歳以上人口に応じ交付する） 1人：500円
 - ② 青少年対策（15歳以下人口に応じ交付する） 1人：250円
- (4) 減額緩和加算 ----- 平成17年度と比べ減額となる住民会は、その減額分の1/2を2年間に限り交付。

◎ 要綱等の整理

- (1) 新規制定
 - ・住民自治活動推進交付金交付要綱
 - ・住民自治活動奨励事業補助金交付要綱
- (2) 廃止、一部改正
 - ・行政推進事務交付金 — 行政推進事務交付金交付要綱の廃止
 - ・文書配付等謝礼金 — 上富良野町文書配布等謝礼金交付要綱の廃止
 - ・住民会長連合会補助 — 上富良野町住民会長連合会補助金交付要綱の廃止
 - ・クリーン推進員謝金 — 例規の制定改廃予定なし
 - ・地区敬老会交付金 — 敬老会開催交付金交付要綱の廃止
 - ・ふれあいサロン事業補助
 - ・小地域ネットワーク補助 > 上富良野町社会福祉協議会への補助金から除く